

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種子(主にトマト、トウガラシ種子)関係

- 【① イタリアからの *Tomato brown rugose fruit virus*(ToBRFV) 宿主種子の対応について】
- 【② タイ産トマト種子からの *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV)の検出に係る対応について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

記

[情報提供の概要]

【①イタリア産ToBRFV宿主種子】

イタリアで検疫措置が行われた ToBRFV の宿主種子について、検査証明書の発行停止要請を行っていましたがイタリアから原因究明及び改善措置に係る書簡が提出され、11月1日付で発行停止要請を解除することとしました。

発行停止要請解除後は、11月1日からモニタリング検査(STEP2から開始)の対象として、輸入検査時に遺伝子検定を実施することとします。

【②タイ産ToBRFV宿主種子】

今般、輸入済のタイ産トマト種子からToBRFVが検出された事例がありました。このことを受け、タイにおいて精密検定が実施された宿主植物を通じてToBRFVが侵入するおそれがあることから、その侵入を防止のため、11月1日からモニタリング検査(STEP1から開始)の対象として、遺伝子検定を実施することとします。

なお、対象期間は①、②とも、令和6年10月10日から当面の間。

詳細は、①については別添(06-22イタリア ToBRFV 外部説明資料)を、②については別添タイ ToBRFV 外部説明資料を参照願います。

以上

令和6年10月31日

## イタリアからの *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) 宿主植物の対応について

### 1. 経緯

- (1) 一昨年6月にイタリアでリアルタイム RT-PCR を用いた精密検定が実施されたイタリア産トマト種子から *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) ※が検出されたことを受け、輸入検査時に植物防疫所において精密検定を開始。  
※ 植物防疫法施行規則別表2の2の36項で、全ての地域を対象に輸出国・地域での検定の対象として規定する検疫有害植物。  
同年10月、輸入検査において、イタリアから輸入されたベトナム産とうがらし種子（イタリアで検定を実施。）及びイタリア産トマト種子から ToBRFV を検出。
- (2) 同年11月に書簡により、イタリアに対して上記の検出事例について通知し、原因究明、改善措置等を求めた結果、イタリアから調査結果の中間報告があり、イタリアが実施している精密検定が我が国の要求事項を満たしていないことが判明。
- (3) 昨年8月、イタリアから輸入される ToBRFV の宿主植物については、輸入時に我が国が検定を行い、合格したもののみを輸入していたが、イタリアから輸入されたタイ産トマト種子4ロット及びベトナム産トマト種子2ロット（いずれもイタリアで検定を実施。）を検定したところ、全てのロットから ToBRFV を検出。
- (4) 本年2月1日からイタリアへ検査証明書の発給停止要請。
- (5) 本年5月に書簡により、イタリアから原因究明及び改善措置に係る書簡が提出。

### 2. 今後の対応

イタリアにおいて、改善措置が取られることで、ToBRFV が付着した種子の輸入は防止できると判断し、11月1日付でイタリアに対して検査証明書の発給停止要請を解除する。解除後は当面の間、3のとおり輸入検査の強化を行うため、検査に時間を要することとなる。

### 3. 輸入検査の強化

#### (1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、イタリアから輸入される ToBRFV の宿主植物

#### (2) 期間

令和6年11月1日から当面の間（輸入検査の強化が不要と判断されるまで）

#### (3) 検定方法

次の数量について、ToBRFV を対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒（同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%）
生植物（種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに 1%の生植物から若葉（最低 1 葉）をサンプリングし、検定

タイ産トマト種子からの *Tomato brown rugose fruit virus* (ToBRFV) の検出に係る対応について

1. 経緯

- (1) ToBRFVについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の36項で、発生国のみならず全ての地域を対象に輸出国での精密検定（種子の検定は、4,600粒について、リアルタイムRT-PCR法による検定を行うこと）を求め、ToBRFVに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。主な宿主植物はトマト及びとうがらし種子。
- (2) 本年8月、日本から中国に再輸出したタイ産トマト種子について、中国が実施した輸入検査でToBRFVを検出。また、別の荷口のタイ産トマト種子（別の荷口だが、同一輸出者・同一輸入者）について、植物防疫所の輸出検査において、ToBRFVを検出。なお、現行ToBRFVはタイでは未発生。
- (3) 植物防疫所で輸入時に同一の検査証明書でタイから輸入されたトマト種子について、輸入者の了承の下サンプルの提供を受け、精密検定を実施し、全てのロットからToBRFVを検出。

2. 緊急的な対応

今般の事例を受け、農水省ではToBRFVの侵入・まん延の防止のため、次の対応を実施する。

- (1) 植物防疫課は、タイ側に原因究明と改善を要求。
- (2) タイ側の原因究明と改善が講じられるまでの当面の間、植物防疫所は輸入検査を強化。
- (3) 既に輸入済みの種子については、種苗業者に自主検査を要請。
- (4) 種苗業者は、清浄性の高い種子を輸入するように、タイ以外の代替輸出国を確保するように要請。

3. 輸入検査の強化

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、タイから輸入されるToBRFVの宿主植物

(2) 期間

令和6年11月1日から当面の間（タイ側から原因究明と改善措置が講じられ、輸入検査の強化が不要と判断されるまで）

(3) 検定方法

次の数量について、ToBRFV を対象とした遺伝子検定の実施

植物	検定対象
種子	4,600 粒（同一の検査単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合は、当該種子数の 10%）
生植物（種子及び果実を除く。）	検査単位ごとに 1% の生植物から若葉（最低 1 葉）をサンプリングし、検定

#### 4. 種苗業者への要請

以下のとおりの対応にご協力をお願いします。

##### （1）輸入済み種子への対応

- ・既に国内に輸入済みのタイ産 ToBRFV の宿主植物（トマト種子、とうがらし種子）について、種苗業者による流通前の自主検査を実施し、陽性となった場合には、種子を廃棄すること。なお、検定方法等技術的支援が必要な場合には、植物防疫所が支援する。
- ・販売済みの種子について、育苗・栽培時、ToBRFV の疑似症状が観察された情報があれば、植物防疫所へ連絡すること。

##### （2）代替輸出国の確保

- ・タイからの宿主植物が輸入停止とならないよう、清浄な種子を調達するとともに、特定の国に依存することなく、調達先を分散させる等リスクを分散させること。

（参考）

ToBRFV の宿主植物

種子	いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子
生植物（種子及び果実を除く）	あおげいとう、いぬほおずき、ウェロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、すべりひゆ、せいようたんぼぼ、ソラヌム・エラエアグニフォルウム、トマト、はまふだんそう、ひめむかしよもぎ、マルウア・パルウイフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属